平成25年 第1回臨時会

岩見沢市教育委員会会議録

平成 25 年 2 月 12 日 開会

平成 25 年 2 月 12 日 閉会

岩見沢市教育委員会

平成25年 第1回臨時会

岩見沢市教育委員会会議録

(平成25年2月12日)

○本委員会に付議した議件

- 1 議案第 1 号 岩見沢市生涯学習センター条例の設定について
- 2 議案第 2 号 岩見沢市生涯学習センターの指定管理者の指定について
- 3 議案第 3 号 岩見沢市生涯学習センター整備事業の特定事業契約の変更について

その他

文化・スポーツ振興課長

事務局学校教育課主幹

○本委員会に出席した者

委	員	長		大		橋	弘	道
委		員		秋		Щ	信	也
委		員		武		藏	輝	彦
委		員		佐	々	木	和	子
教	育	長		舛		甚	和	俊
教	育 部	長		坂		内	伸	_
教	育 部 次	長		今		野	幸	広
子育	すて支援担当	欠長		西		尾	勝	治
学	校教育課	長		竹		村	浩	_
生涯学習振興課長				柴		田		勤

佐々木

原

康

政

光

裕

○大橋委員長 ただ今から、平成25年第1回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の署名委員につきましては、武藏委員にお願いいたします。

初めに、議案に対する提案理由について説明を求めます。

○坂内教育部長 提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号 岩見沢市生涯学習センター条例の設定について これは、岩見沢市生涯学習センターの開設に向け、関係条例を設定するものでございます。

議案第2号 岩見沢市生涯学習センターの指定管理者の指定について こちらにつきましては、岩見沢市生涯学習センターの指定管理者の指定について、ご審議を願うものであります。

議案第3号 岩見沢市生涯学習センター整備事業の特定事業契約の変更について これは、平成23年3月9日付けで契約した岩見沢市生涯学習センター整備事業の特定事業契約について、その一部を変更しようとするものです。

以上でございます。

○大橋委員長 それでは、審議に入ります。

日程番号1、議案第1号 岩見沢市生涯学習センター条例の設定について これについて審議いたします。説明をお願いいたします。

○佐々木文化・スポーツ振興課長 お願いがございまして、この議案第1号から3号につきましては、全て生涯学習センターに係る条例等になりますので、こちらに用意したカラーの、これは要点を整理した資料になります。こちらで一括して、議案1号から3号までを並びに沿ってご説明をさせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○大橋委員長 今、お話のとおり、1号、2号、3号、それぞれ関連いたしますし、こちらのカラー刷りの資料に基づいて説明するということで、よろしいでしょうか。

それでは、そのような形で進めますので、説明をお願いいたします。

〇佐々木文化・スポーツ振興課長 それでは、今回の第1号は、設置条例案になります。 第2号につきましては、施設の維持、管理を行う指定管理者の指定になります。 3号につきましては、この事業、PFI事業によります契約変更の議案になります。 こちらについて、それぞれ要点をカラーのペーパーで整理させていただきましたので、これに基づいてご説明させていただきます。

それでは、表紙の1ページをめくっていただきまして、2ページから説明をさせていただきます。

議案第1号 岩見沢市生涯学習センター条例の主な内容になります。

目的ですけれども、生涯学習センターの設置目的を「市民の主体的な学習活動の支援を行うことにより、生涯学習の振興を図り、もって個性豊かで活力に満ちた地域づくりに寄与する」といたしました。

2番目、センターで行う事業につきましては、(1)生涯学習に関する情報の収集、提供、

相談。(2)は、団体等との連携、協力、交流支援。(3)では、講座等の企画と実施。(4)では、施設、設備の使用に関することといたしまして、市民の生涯学習に関すること、総合的に支援する事業と、事業内容を設定しております。

開館時間についてですが、(1)午前9時から午後9時30分までとして、現在の空知婦人会館より30分長く延長して設定いたしました。(2)休館日につきましては、年末年始のみ休館として、日曜、祝日も開館することとしております。(3)地下駐車場につきましては、午前8時30分から午後10時までとして、開館時間より前後30分ずつ余裕をもたせて設定しております。

次に、3ページになります。

資料の3ページでは、センターの指定管理を指定管理者に行わせることができることと規定しました。こちらにつきましては、議案第2号の説明にもなりますが、指定管理者の(1)から(3)にありますとおり、今回のPFI事業では、施設の設計、建設から、維持管理までの17年間を一括して、株式会社ときめき岩見沢と事業契約しております。

株式会社ときめき岩見沢を生涯学習センターの指定管理者に指定をして、施設の維持管理から運営支援業務、また、市民や団体、生涯学習振興課と連携して自主事業の方も行うこととしております。

その下ですが、条例の別表になりますけれども、使用料の主な特徴になります。

- (1)の時間区分ですけれども、午前、午後、夜間として、1コマそれぞれ3.5時間ずつに設定をいたしました。
- (2) 武道場とアリーナにつきましては、個人使用料を設定しました。小・中学生50円、高校生100円、大学・一般150円で、専用使用の予約が入っていない時の有効利用を図るために、教育委員会で日時を設定して個人に利用いただくものです。これにつきましては、総合体育館、スポーツセンターと同様の扱いとするものです。
- (3) 冬期加算は、基本料金の60%加算、冬期間の暖房に要する電気料金分を加算いたしました。
- (4) 土日も平日と同様に使用料を設定しまして、市民に分かりやすい料金設定としております。
- (5)になります。地下駐車場は3時間まで無料としました。これは、センターの利用者に限ります。3時間を超える分につきましては、30分ごと100円として有料とすることで、近隣駐車場との均衡を図るとともに、全て無料ではなく、駐車場利用者には3時間を超えた部分について負担を求めることとしております。
 - (6)シャワーにつきましては、5分間100円のコイン式としております。
 - 一番下になりますが、この条例の施行日は平成25年4月1日としております。

次に、資料の4ページになります。

先ほど、指定管理者制度につきまして、管理者について説明しましたが、ここでは、指 定管理者の指定期間、指定業者、事業内容について記載しております。 なお、その下に、予算額になります。これは、今回の提案には直接関係ございませんが、 生涯学習センターの歳入・歳出の額、市の持出し額、なお、参考までに市民会館、文化センターを載せてございます。これで比較しますと、市民会館、文化センターの方が面積が 大きいこと、ホールの管理費用などの面で金額が高くなっているところです。

次に、5ページになります。

こちらは、条例の別表にもございますけれど、使用料の一覧表になります。

こちらの使用料につきましては、この資料の右下に算定方法が書いてございます。建設費に維持管理費用を加えまして、面積案として、1平方メートル当たりの使用料を算出しました。これが、1平方メートル当たり1コマ20円になっております。これに各室の面積を掛け合わせて使用料を算出しております。ただし、(2)の説明になりますけれども、軽運動場、武道場、アリーナにつきましては面積が広いため、(1)の方法では使用料が高くなり、他の施設とのバランスがとれなくなりますことから、市内類似施設を参考に設定しております。参考にした類似施設はかっこの中に記載したところであります。

次に6ページになります。

6ページ、7ページにつきましては、各階のフロアー構成図を載せております。

6ページは地下駐車場から1階は子どもの実験工作ができる実習室、親子で参加できる 親子学習室、託児室、料理講習室。また、1階には、受付案内の事務室もございます。

2階は、主にサークル団体が利用する軽運動場や研修室になります。

次のページの7ページですけれども、3階は武道場、音楽室、市民活動室、4階はアリーナになります。5階はアリーナの吹き抜け部分と生涯学習室になります。

次に、8ページ、9ページは、条例に基づきセンターで行う主な事業内容についてです。 〇柴田生涯学習振興課長 それでは、資料の8ページの生涯学習センターの新たな事業展 開ということで、条例の第3条に事業ということで規定されております。この内容に結び まして事業の構成を予定しております。

まず、事業の拡大ということで、今までの3館が生涯学習センターという新しい施設に変わることによりまして、どのような利点、又は変わってくるのかということについてですが、いろいろありますけれども、大きく分けまして3点ございます。

まず一つ目は、全世代に向けた学習の場の提供ということで、今までは、青少年、婦人が対象ということでございましたけれども、今度、生涯学習センターにつきましては、子どもから高齢者まで、どなたでも利用できるという施設に変わります。

次に、生涯学習センターという拠点施設ということから、いろいろな生涯学習情報の発信、又は、学習活動に対する相談、また、学習活動、街にいる活動者に対する活動の指導者の育成、街の活動の支援等を行うことが拡充できるということが2点目です。

3点目につきましては、施設が新しくなります。目立ったところでございますと授乳室とか調理実習室、親子学習室等、新しく設置することによりまして、各段の利用の利便性が高まるというふうに考えているところでございます。

この三つの候補、新たな利点によりまして、次の下の新規事業という形で新しい事業を 構成、実施を予定しております。

まず、最初ですが、「いわなびサロン」ということで、これは、全世代に向けた講座を開催しようというふうに考えてございます。ここに書いてある事業、簡単にご説明させていただきます。

「いわなびサロン」という、こちらにつきましては、いろいろな心的、又は教養、いろんなジャンルのそれぞれの講座を開催しまして、いろんな人々に生涯学習センターを使っていただこうという、そのための講座をいろいろと開催していこうというのが、いわなびサロン講座でございます。

次に、市民チャレンジ講座、この下でございますけれども、こちらの方につきましては、 市内でいろいろな資格をお持ちの方で他の方に教えたいという方と、こういういろいろな ことを学びたいという方をマッチングの場を設けて、そこで学習の機会を提供していくと いう事業でございます。

次に、親子体験教室ですが、こちらの方につきましては、家庭教育の一環でございます。 親子、母と子、父と子が、親子のコミュニケーション、それと親子の絆を強めるために一 緒になって何か体験をする活動をしていくというところでございます。

次に、プレママスクールですが、こちらの方につきましては、妊娠した時の、妊娠期の 母親に対して、早期から家庭教育に対する講座を開いて学んでいただくというふうになっ ております。

こちらの方につきましては、保健センターから母子手帳が渡され、その時にある程度の 指導はありますけれども、その後は病院の指導だけになるものですから、そこで、こうい う講座を開催いたしまして、少し家庭教育の力を入れていこうというところでございます。 次に、右側になります。生涯学習センター利用促進事業ですが、こちらの方につきまし ては、情報の発信、相談等をセンターで行いながら、なおかつ地域のニーズを把握しなが ら地域の活動を支援してセンターの利用に結びつけていこうと、地域の教育を高めていこ うという事業でございます。

続きまして、家庭生活カウンセラー相談事業ですが、こちらの方につきましては、家庭 生活、カウンセラーの有資格者の皆さんにお願いいたしまして、家庭生活の相談ごとの、 そういう場を週に何回か設けまして相談を行っていくということでございます。

家庭教育指導者活用事業といいますのは、家庭教育指導者養成講座を終わった方の活動の場をセンターの内に設けまして、実際に指導に当たっていただく、そういうことをしていただきながら、なおかつ、地域に出ていって活動していただくという事業でございます。

次に、郷土科学館体験事業につきましては、今まで郷土科学館でやっておりました子どもを対象といたしました科学の創作、実験等の事業を少しリニューアルいたしまして、新たな事業として、街なかの生涯学習センター、実験室もございますので、そこで開催をして、街なかの広い範囲に子どもさんたちに集まっていただくという事業でございます。

次のページですが、主催事業の拡充というところでございます。

こちらの方につきましては、新規事業ではございません。今までの事業を新しく生涯学習センターになることで、施設の利点、設備等を利用いたしまして拡充をしていこうという事業でございます。

こちらの方で、大きく、今、考えているところにつきましては、上の緑色の枠の中の下のおやじの家庭教育参加事業、こちらの方、今、紙飛行機の親子交流会みたいな形で実施しておりますのを、紙飛行機大会みたいな形で少し大きく広げていこうと、折角できるアリーナもございますので、そういうふうに考えているところでございます。

今度は、一番下ですけれども、育児サークルサポート事業ということで、いろいろなプレママスクールから引き続きまして 0 歳児の家庭教育講座、2・3 歳児の家庭教育講座に繋げて、そこで実行された方々のサークルの育成をしていきまして、育児に対する活動を続けていっていただこうということで拡充をさせていきたいと思っております。

また、在学青少年受け入れ事業ということで、高校生なり中学生の放課後の居場所の確保と勉強場所の確保、又は交流の場的なものを提供していきまして、学習活動の場に入れ こんでいきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○佐々木文化・スポーツ振興課長 次に資料の10ページに移ります。

4月1日の供用開始まで2か月を切ったところですけれども、オープンスケジュール、 市民への周知方法についてご説明をさせていただきます。

4月1日から供用を開始しますが、プレオープン期間として1週間は市民見学期間として、市民に見学や利用体験をしていただくほか、新規利用団体サークル登録や予約受付などをして、②にありますとおり、4月6日土曜日にオープンセレモニーを予定しております。土曜日ということで、お父さんや子どもたちも参加していただけるということを考えております。

(2)周知の方法ですけれども、市民への周知方法につきましては、期間が短いところですが、①から⑤の方法で周知をしてまいります。

特に④利用者説明会ですが、今まで毎年、3館で行っております利用者懇談会と同様に 3館に集まっていただきまして説明会を開催いたします。

新たに武道場を設置しましたが、総合体育館で利用している武道団体に集まってもらい、 総合体育館とセンターとのすみ分けの話し合いを予定しております。

なお、新規の利用者につきましては、①から③の手段を利用して、チラシですとかホームページ、報道機関などで案内をしてまいりたいと、このように考えております。

次に資料の11ページになります。

こちら、資料の11ページにつきましては、議案の第3号の説明になります。

こちらの主要部分の太枠で囲んだ部分をご覧いただきたいと思います。契約金額の変更 が必要になりました。その理由につきましては、施設整備費について、建設一時払金とそ の隣にありますけれども、15年間の割賦払金で支払うこととしております。このうち建設払金の額が増えまして、1億1,883万7,193円、当初入札の時に事業者が提案してきた資金計画よりこの額が増えましたので、後の割賦払分が減りまして、これに伴い総体の支払金利が減額になりました。その金利部分が \triangle で表示してあります 2,069万6,610円になります。

PFI事業におきましては、元金に変動がなくても支払時期、金利、物価変動により総体の支払金額が変動してまいります。

そこで、次の資料の12ページをご覧ください。こちらの下に議案の内容を記載してございます。議案内容の下ほどですけれども、変更額の金額41億5,049万5,728円と金額の後ろに物価変動及び金利変動、税制度の変更等による増減額を加算した額と新たに加えることで今後の変動に対し、その都度契約変更しないで対応できるように変更しております。

最近のPFI事業におきましては、他の自治体においても、ほとんどこのような表記を 契約金額に加えて記載して、金利変動などに対応しており、当市もそれに倣って変更する ことといたしました。

以上で、議案の1号、2号、3号の説明を終わります。

○大橋委員長 それでは、冒頭確認いたしましたように、議案第1号、議案第2号、議案 第3号、一括して別紙資料に基づいて説明いただきましたので、1、2、3号、区切らず に、委員の皆さんからご意見、ご質問等がありましたら受けたいと思います。

1号の条例設定については、一語一句、詳しく読みあげてもらって要点をまとめ、説明いただきました。

よろしいでしょうか。

1号が相当長くなろうかと思いますが、説明を受けて質問や意見がありましたら受けたいと思いますし、また、第2号については、指定管理者の指定ということで、これは説明のとおりです。さらに第3号は特定事業契約の変更に関わる点です。あとの変更に関わっては、金利の変動等ということで理由も明記されておりますので、ご覧いただきたいと思います。

○佐々木文化・スポーツ振興課長 先ほどご説明いたしましたカラーの資料の11ページ になりますけれども、こちらの太枠の右に書いてあります単位千円というのが、ちょっと 間違っておりました。訂正させていただきます。こちらは千円でなくて円ということで、 千円を円に、よろしくお願いいたします。

○武藏委員 まず、条例の部分ですが、設置者は市長ということになって、それぞれいろ んなところで出てきますけれども、市長が認めた時ということでいいですね。

それから、18条のところの規定で、指定管理者が行う業務ということで挙がっていますけれども、その他委員会が必要と認める業務という部分で、自主事業の部分が出てくると思うんですが、これについては、どの程度のことを打ち合わせされているのか、これか

ら詰めていくのか、その辺の状況を教えていただきたい。併せて、さっきカラーの方の8ページで出ている新規事業については、これは、委員会が主催していく事業ということで理解していいのかどうかという部分でちょっと教えてください。

○佐々木文化・スポーツ振興課長 まず、18条の部分ですけれども、この部分につきましては、維持管理及び運営の一部ということで、その運営の部分の一部を指定管理者にも担っていただくということで、事業契約書の中にも自主事業をすることができるというふうに書いてございます。

実際の打合せの中身ですけれども、単なる維持管理、受付案内には留まらず、その施設を利用した中で、いろんな団体との連携ですとか、あと、その施設の中でのいろんなロビーを使った自主事業、展示ですとか、料理講習会ですとか、講座、コンサート、そういったところも、今、企画案が出ておりまして、指定管理者の方でそういった自主事業運営委員会というのを設置して、これからどういう自主事業をしていくかというところを一生懸命準備をして進めているところです。

- 〇柴田生涯学習振興課長 3点目の8ページ、9ページの事業ですが、武藏委員さんのご 指摘のとおり、これは教育委員会として実施する事業を掲載してございます。
- ○大橋委員長 よろしいですか。引き続いてどうぞ。
- ○武藏委員 それで結局のところ、15年間契約をしていく中で7億5,000万、トータルで出費をしていくという中で、やはり、ただの管理業務だけでは、困ると思いますし、市民に対するサービス部分でもしっかりとして、管理者としての責任を果たしてもらわなければならないと思いますので、その辺は、文面にするとそういうことは書けないのかもしれないですけれども、しっかりとした約束を取り付けてやっていただきたいと思います。○佐々木文化・スポーツ振興課長 その部分につきましては、今回、生涯学習振興課が生涯学習センターの中に入りまして、そういった部分もしっかりモニタリング指導を行いながら連携して事業を展開していくということにしております。
- ○大橋委員長 教育委員会の大きな課題である、生涯学習社会の創造という観点から、指定管理者は市民のために創造的な事業をということで責任をもって運営していただきたいと思います。これが教育委員会の要望、意見ですが、それに生涯学習振興課が入るということで、両者の連携を密にしていただきたいと思います。

他に、ございませんか。

- ○武藏委員 使用料の部分で、一応、時間区分は1コマ3時間30分、駐車場が3時間まで無料ということで、フルに使えば必ず使用料が発生するというのはどうなんだろうという、この主催者で準備をしたりなんだりとか、あとは、もう大きな全日額で使う場合というのは、やはり、それ相応の覚悟をしてくると思うんですが、1区画だと4時間までにしたらいいのかなと思うのですが、その辺どうなんでしょうか。
- ○佐々木文化・スポーツ振興課長 駐車場につきましては、3時間としたところは、1コマは確かに3.5時間ですけれども、3時間としてスムーズな利用者の移動を図るというこ

とが1点と、それから先ほども説明したとおり、駐車場の使用料については全く無料にするということではなくて、3時間までは利用者については無料ですけれども、それ以後については、駐車場についてもそれなりの負担をしていただく、そういう考えに基づいて、今回設定をさせていただいたところです。利用者負担ということで、3時間を超えた部分については、1コマ借りた人についても、2コマ借りた方についても同様に3時間を超えた分を負担していただくという考えを基に設定させていただいております。

これについては、同様に、例えば、赤レンガホールですとかコミプラ、こちらの方は専用駐車場はございませんけれども、駅西が30分無料、それ以後につきましては、利用者であろうと全て駐車料金をいただいているということもございますので、そういったところとの均衡もある程度考えさせていただきました。

同様に、街なかの非常に交通の利便性も良いところですので、公共交通機関を利用して 来ていただくということも考えております。

○大橋委員長 1コマの3.5時間と、駐車料金設定における3時間との、その差については、いろいろと検討した結果、完全無料ではなくて、利用者負担を市民の方にご理解いただくという観点から設定したという説明をいただきました。皆さんいかがですか。

いろいろな考えがあるかと思いますが、利用する市民の方に完全無料でなくて、3時間 を超えた部分だけはご負担いただきたいという考えです。教育委員会の判断でよろしいで しょうか。

その他の点はいかかでしょうか。特にございませんか。

- ○武藏委員 市民会館とか文化センターだと、運営委員会がありますよね、そういったものはここでは設置する考えはないのでしょうか。
- ○佐々木文化・スポーツ振興課長 はい、ございません。

今、3館で利用者懇談会というのがございまして、今回も引き続き、そちらの方で指定管理者で利用者アンケートですとか利用者懇談会を行うことによって、直接、市民からいろんな要望、意見を吸い上げていただくということにしております。

- ○武藏委員 それでもいいんですけれども、ただ今回、生涯学習センターという形で新たな施設として、今までとは、ぜんぜん違う環境で、また使用される方の対象も変わってくると思いますので、ぜひ、そういう人たちのニーズや意見を、取り入れるような体制づくりだけをお願いしたいなと思います。
- ○佐々木文化・スポーツ振興課長 承知しました。
- ○大橋委員長 ただ今の要望、意見について、ぜひ受け入れていただきたいと思います。 新たな取組にもなりますので、現時点でいろいろ予測して、かなりきめ細やかに条例を 作り、さらに、利用に当たってのいろいろな運営方法もご検討いただいたと思います。し かしながら、実際、事業を展開していく中で、新たな課題の発生があるかと考えます。そ の時には、私どもに情報提供していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

さらに、細かに説明いただきました。また、質問、意見もかなり出てきたところですけ

れども、あとなければ、議案第1号、第2号、第3号を一括して、決定していきたいと思います。

よろしいですか。

それでは、議案第1号について、及び第2号、第3号について、原案のとおり決定します。

それでは、第1号から第3号まで審議を終了し、その他を取り扱いたいと思います。委員の皆さんから何かありましたらお願いいたします。

ございませんか。

委員の方は特にないということですが、この機会に事務局の方から他の件で連絡事項又 は報告事項等ありましたら、お願いします。

○竹村学校教育課長 毎年、子どもたちの活躍している写真、パネル展ということで展示しているんですけれども、今年の1月22日に教育実践奨励表彰に係る選考委員会を開催いたしまして、教育実践奨励賞が32個人6団体、それと、教育実践児童生徒優秀賞が39個人4団体が今回対象となります。

それで表彰式を、今、2月21日木曜日午後4時から、であえーる岩見沢3階のであえーるホールで予定しておりますので、教育委員さんもご都合よければご出席の方お願いしたいと思います。

併せて、その写真展を市役所ロビーとであえーる3階の入り口側で展示します。表彰式は21日に行いますけれども、前日の20日から、市役所ロビーは2月末までパネル展を開催します。こちらの方は、前日の2月20日から3月の末まで行いますので、併せてご覧いただければというふうに思います。

以上です。

○大橋委員長 他に、事務局の方から、連絡事項、報告事項等ありましたら、お願いいた します。

特にないようでしたら、その他については、これで終わりたいと思います。

以上をもちまして、第1回教育委員会臨時会を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時12分 閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第16条の規定により、ここに署名する。

署名委員